

【件名】

中野区男女共同参画基本計画（第5次）案について

【要旨】

中野区男女共同参画基本計画（第5次）（以下、「基本計画」という。）の素案について意見交換会等を実施し、以下のとおり基本計画案を作成したため、報告する。

1 意見交換会等の実施結果

(1) 意見交換会

日時	会場	参加者数
10月21日（土）10時～	中野区役所	0人
10月24日（火）19時～	野方区民活動センター	4人
計		4人

(2) 意見募集

件数2件（電子申請2件）

(3) 関係団体等からの意見聴取

団体数：9団体（集会形式3団体、電子メール等6団体）

(4) 基本計画素案に対する主な意見の概要及び区の考え方

別紙1のとおり

2 今後の予定

令和5年12月

基本計画案について議会報告

令和5年12月～令和6年1月

パブリック・コメント手続きの実施

令和6年 3月

基本計画策定

中野区男女共同参画基本計画（第5次）素案に対する主な意見の概要及び区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方
第1章 計画改定の基本的な考え方		
1 計画の背景		
(3) 国の動き		
1	「困難な問題を抱える女性への支援の取組」の説明文について、「女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い現状を改善し、福祉の増進を図るために制定されました。困難な問題を抱える女性が、意思を尊重され、最適な支援を受けられるようにするために…」とあるが、「女性であるがゆえに様々な困難な問題に直面することが多い現状を改善し、女性福祉の視点が重要であることを鑑み制定されました。困難な問題を抱える女性が、意思を尊重され、ニーズにあった支援を受けられるようにするために…」に修正してほしい。	ご意見の主旨を踏まえ、一部記述を見直しました。
4 計画の推進		
2	男女平等に関する苦情等の申出ができるようになっているもののあまり知られていないと思われるが、制度を使いやすくしたり、広く周知するようなことは考えているか。	制度をより広く知ってもらえるよう、既存の媒体を活用するなどし、あらゆる機会を捉え、さらなる周知に取り組んでいく。
3	区民や有識者で構成された男女平等推進審議会を設置してほしい。 理由としては、 ・計画の進捗状況の把握と評価を区民、関連団体と共に行うことで推進体制が充実されるのではないかと。 ・女性支援法が施行されると、より、ネットワークの重要性、切れ目のない支援が求められる。そのため、関係機関のきめ細かい実務者の研修、連携会議の効果的な仕組みづくりが必要である。	審議会の設置について、今後検討していく。 女性支援法に規定されている「支援調整会議」は設置を予定している。
4	女性支援法に基づく、情報が収集できる居場所づくり、また、広く区民が利用できる総合的機能を持つセンターを設置してほしい。	区民・団体等の活動を促進・支援する視点で、活動拠点のあり方を検討していく。

番号	意見の概要	区の考え方
第2章 計画の内容		
将来象1 ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進		
施策の方向性①仕事と生活の両立支援		
5	成果指標「家庭生活における男女の地位が平等だと思う区民の割合」について、女性が不平等だと感じて、客観的に見て不平等な状態にあるとは言えない。成果指標として向上を目指す必要はないのではないか。	成果指標「家庭生活における男女の地位が平等だと思う区民の割合」は、18歳以上の区民を対象に実施した「中野区区民・意識実態調査」の回答結果を活用している。その中で、男性でも、約20%の方が、「男性の方が優遇されている」と回答している。
施策の方向性③就労、起業、キャリア形成への支援		
6	女性管理職割合の直近5年のデータをみると、低下傾向であるが、成果指標である「区における女性管理職の割合」について、どのようにして目標値（30%以上）を達成するのか。	「中野区職員のワーク・ライフ・バランスと女性活躍推進計画」に基づき、女性のライフイベントを踏まえた継続的・長期的な人材育成等、女性の昇任意識醸成に向けた取組を行っていく。
施策の方向性④地域社会における男女共同参画の推進		
7	意欲・能力・適正で選んだ結果が、今の状況であるのに、女性の参画にこだわって、女性だけに支援をする必要はないのではないか。	意欲・能力・適正が同等であっても、固定的な性別役割分担意識や社会環境等によって女性の参画の機会が阻害されるといったことがないよう、取組を進めていく必要があると考えている。
将来象2 男女平等社会の実現に向けた理解促進及び意識変革		
施策の方向性②人権と多様性を尊重し、認め合う意識の醸成		
8	性的マイノリティに対する偏見、無理解が未だにあるが故に、性的マイノリティは自らのセクシャリティをオープンにしづらいという関係があるから、その現状認識を明記すべきである。	ご意見の主旨を踏まえ、一部記述を見直した。
9	事業番号57「申請書・証明書等における性別記載についての点検」について、法律などで性別の記載が必要とされているものもあるので、性別記載の要・不要については注意して扱ってほしい。	ご意見のとおり、注意して取り扱う。
10	事業番号57「申請書・証明書等における性別記載についての点検」について、賛成である。是非積極的に進めてほしい。	法令に規定があったり、区民サービスに必要といった理由があるものなどに留意しながら、性別記載の必要性について点検を進めていく。
11	事業番号59「性的マイノリティに関する理解の促進」について、同性愛者等に加えて、昨今、インターネット等において、トランスジェンダーに対する偏見、無理解を煽る言説がなされているので、トランスジェンダーの生活上の困難を正しく伝え、理解を増進するための啓発活動を積極的に行っていただきたい。	職員や区民向けに性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発を行い、理解促進を図っていく。また、当事者に限らない性的マイノリティに関する相談事業を実施しており、理解促進に資するよう、引き続き実施していくとともに、利用者が増えるよう、区内掲示板やSNS等を利用するなどして周知を図る。

番号	意見の概要	区の考え方
12	<p>事業番号62「多様な教育活動に基づいた人権教育・道徳教育」について、性的指向や性自認に関する人権教育を行うことが極めて重要である。事業内容の中に、「児童・生徒の発達段階に応じて、性的指向や性自認に関する人権教育を行うこととする。」と明記していただきたい。</p> <p>また、事業番号63「人権教育実践事例集の作成」の事業内容の中には、性的指向や性自認に関する人権教育の実践事例集を作成することを明記していただきたい。</p>	<p>人権教育は、性的マイノリティに関するものだけでなく、様々な人権課題について取りあげて実施しているため、毎年テーマを変えながら、人権教育実践事例集を作成している。</p>
13	<p>事業番号64「情報モラル教育」について、賛成である。子どもの安全を守るという視点ももちろん重要であるが、インターネット上の虚偽の言説を見分けるためのファストチェックのスキルを向上させることは、健全な民主主義社会を構築する上でも極めて重要なので、そうした観点からも、情報を正しく活用できる能力の育成が必要である。</p>	<p>国や東京都などのデジタルコンテンツを活用し、発達の段階に応じた情報モラル教育を実施するよう指導している。インターネット上の情報が正しいものかどうか見極めていく力を身に付けさせることは、重要であると考えている。</p>
将来像3 安全・安心な暮らしの実現		
14	<p>将来像3「あらゆる暴力やハラスメントを受けることなく、心身ともに健康で安全・安心に暮らすことができている」に、「個人の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）や権利としての健康が生涯に渡り保障されるよう支援します。」の文言を追加してほしい。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、一部記述を見直した。</p>
施策の方向性①あらゆる暴力の根絶		
15	<p>同性間DVがあることについても触れてほしい。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、一部記述を見直した。</p>
16	<p>「デートDV」について、これは交際している2人の自由であり、自治体などが干渉しなくてもいいのではないか。付きまとわれたら、ストーカー規制法、暴力を振るってきたら暴行・傷害罪であり、警察がいればで十分である。そこまでして女性利権を拡充したいのか。</p>	<p>男女間の暴力の根絶のため、「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」という認識を徹底することが重要だと考えている。</p> <p>デートDV防止の取組は、交際している間柄のみではなく、友人間、家庭内での人間関係などにも、暴力のない対等な関係が大切だということに気づくことができ、人権意識を高める効果が期待できると考えている。</p>

番号	意見の概要	区の考え方
17	成果指標「DV被害者のうち、相談をした人の割合」について、「DV被害者」が本当にDVがあったかどうかは不明である。	成果指標「DV被害者のうち、相談をした人の割合」は、18歳以上の区民を対象に実施した「中野区男女共同参画・ユニバーサルデザインに関する意識調査」の回答結果を活用している。「DV被害者」には、身体的暴力だけではなく、精神的、性的、経済的暴力などを受けたことがあると回答した区民も含まれている。
18	DV被害者のセクシャリティは多様であり、同性間DVの被害者であるシスジェンダー男性、トランスジェンダー女性、トランスジェンダー男性等であっても、関係機関の援助や一時的な施設保護等を利用できるようにしていただきたい。また、セクシャリティも問わず、誰もが関係機関の援助や一時的な施設保護を利用できることを広報してほしい。	行政に相談ができること、援助等を受けられることについて、広報していく。
施策の方向性②生活上の困難に対する支援		
19	中高年女性の困窮の問題がある。非正規雇用は女性が多く、収入が少ない傾向にあり、また、年金をもらう年になったときに、受取額が少ないことなどから、ずっと困窮状態が続いていく。子どもがいる人や介護がある人に対する支援は多いが、こういったシングル女性の支援の取組はあるか。また、色々と複合的な困難を抱えた人への支援はどうか。	ご意見の主旨を踏まえ、一部記述を追記した。「中野くらしサポート」において、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行っている。
20	成果指標「経済的に困窮する女性を対象とした就労支援を受け就労につながった女性の割合」について、なぜ女性限定か。経済的に困窮する男性は就労支援を受けられないのか。	就労については、性別に限らず支援をしているところである。今後も、就労を希望する方に対する支援等に取り組んでいく。
21	事業番号83「ひとり親家庭支援」について、離婚調停中の実質一人親家庭に対しての金銭補助に加え、離婚調停中、別居を余儀なくされる場合の住まいに関しての金銭補助、住宅の提供、居住者支援体制を充実させてほしい。	実質ひとり親家庭を含むひとり親家庭が中野区で安心して生活することができるよう、住まいに関する支援策の検討を進めている。
その他		
22	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に関して、地方公共団体の責務もあるが、何か取組はあるか。	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、啓発活動などが地方公共団体の責務となっており、事業番号38「男女共同参画意識の向上に向けた普及啓発」、事業番号53「男女共同参画週間関連事業」の中で取組を検討していきたい。

○意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。